

# 復興JV登録申請の手引き

この手引きは、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の登録について記載しているものです。

復興JV制度は、東日本大震災及び福島第一原発事故により大きな被害を受けた本市において、不足する技術者・技能者を広域的に確保し、復旧・復興工事の円滑な施工を推進するために設けるものです。

この手引きは、本市において既に単体又は経常共同企業体として有している資格を維持したまま、復興JVとしての競争入札参加資格の登録を行うことにより、復興JVとして復旧・復興工事に係る競争入札への参加を可能とするためのものです。

復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、各建設企業の実情に応じて、復興JV制度の活用をお願いします。

平成27年4月

南相馬市

## 目次

1 趣旨	3
2 対象工事	3
3 登録申請を受け付ける工事種別	3
4 登録申請の要件	3
5 申請書の提出期間及び提出方法	4
6 申請書の提出場所	4
7 総合点数	5
8 各構成員の名簿登載の取扱い	5
9 入札参加の制限	5
10 提出書類	5
11 登録の通知	5
12 登録の有効期限	5
13 特定建設業許可の有無の取扱い	5
14 特定共同企業体（特定JV）の構成員となることの制限	6
15 登録申請書提出後の解散届	6
16 問い合わせ先	6

## 1 趣旨

---

復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）制度は、東日本大震災及び福島第1原発事故により大きな被害を受けた本市において、不足する技術者又は技能者を広域的に確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を推進するため、単体又は経常共同企業体としての登録とは別に、復興JVとしての入札参加資格の登録を可能とするものである。

## 2 対象工事

---

復興JVにより請け負うことができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1)本市において施工する工事であること。
- (2)東日本大震災及び福島第1原発事故に係る、復旧・復興を目的とする工事であること。
- (3)復興JVのみを入札参加の対象とする工事でないこと。
- (4)工事所管課において工事の施工管理上、復興JVによる施工が不相当と判断する工事でないこと。
- (5)予定価格が5千万円以上であること。
- (6)政府調達協定（WTO案件）の対象となる工事でないこと。

政府調達協定（WTO案件）対象金額：19億4千万円以上（平成26年3月31日まで）

## 3 登録申請を受け付ける工事種別

---

本市で受け付ける工事種別は次のとおりとする。

- 土木一式工事
- 建築一式工事
- 舗装工事
- 電気工事
- 暖冷房衛生設備工事（管工事）
- 水道施設工事

## 4 登録の要件

---

- (1)復興JVの要件
  - ア 構成員の数が2者又は3者であること。
  - イ 構成員の出資割合が、構成員が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。（代表者の出資割合が構成員中最大でない場合でも申請できる。）
- (2)復興JVの構成員の要件

- ア 登録する工事種別について、本市の工事競争入札参加資格（經常共同企業体（經常JV）の構成員としての資格を含む。）を有していること。
- イ 登録する工事種別について、監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者を擁し、工事の施工の際に工事現場毎に専任で配置しうること。  
 なお、共同施工を行う場合にあっては、構成員のうち1者が専任で配置する場合、他の構成員の配置する技術者は、他の工事現場との兼任も可とする。
- ウ 一の企業が入札参加登録することができる復興JVの数は3以内であること。

(3)復興JVの構成員の組み合わせの要件

ア 構成員2者の場合

代表者以外の構成員は、代表者と同等以上の施工能力を有する者で、対象工種の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査」という。）の総合評定値（P）等が次の評点以上の者であること（市内Aランク相当）。

	工 種	経営事項審査の総合評定値（P）等
1	土木一式工事	875点
2	建築一式工事	792点
3	舗装工事	655点かつ入札参加申請時の平均完成工事高が1千万円以上であること
4	電気工事	769点
5	暖冷房衛生設備工事（管工事）	710点
6	水道施設工事	623点

イ 構成員3者の場合

南相馬市内に本店、支店、営業所等を有する者を構成員とする場合に限り、対象工種のBランク業者1社を含めることができる。

5 申請書の提出期間及び提出方法

---

申請書の提出は随時受け付ける。ただし、提出方法は持参のみとする。受付は休日を除いた執務時間中に限る。

6 申請書の提出場所

---

南相馬市総務部財政課管財へ持参し提出する。

## 7 総合点数

---

復興JVの総合点数は、各構成員のうち最上位の構成員のものを適用する。復興JVで施工した工事に係る工事成績は、復興JV及び各構成員の総合点数には反映しない。

## 8 各構成員の名簿登載の取扱い

---

復興JVとして名簿に登載された場合であっても、各構成員の単体又は経常共同企業体としての名簿への登載は、そのまま継続される。

## 9 入札参加の制限

---

一の建設企業が単体、経常共同企業体（経常JV）、特定共同企業体（特定JV）、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）のうち、複数の形態で同一の入札に参加することはできない。

## 10 提出書類

---

復興JVの登録を申請する場合は、次の書類を1部提出すること。

- (1)復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書（様式第1号）
- (2)復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の写し
- (3)構成員に係る建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

ただし、支店、営業所等で業者登録している場合は、最新の建設業許可申請書のうち、建設業許可申請書及びその申請書別表（営業所一覧表が記載されているもの）の写し

- (4)構成員に係る経営事項審査の写し
- (5)構成員から代表者に対する委任状

このほか、特に必要があるときは、上記以外の書類提出の場合あり。

## 11 登録の通知

---

復興JVの登録を行った場合は、申請者（代表者）に対して文書で通知する。

## 12 登録の有効期限

---

登録の有効期限は、毎年度末日とする。

## 13 特定建設業許可の有無の取扱い

---

復興JV構成員のうち1者以上が特定建設業許可を有している場合は、当該

復興JVは特定建設業許可を有しているものとして取り扱う。

#### 14 特定共同企業体（特定JV）の構成員となることの制限

---

復興JVは、特定JVの構成員となることはできない。  
ただし、復興JVの構成員である一の建設企業が、単体又は経常JVとして特定JVの構成員となることは差し支えない。

#### 15 登録申請書提出後の解散届

---

復興JV登録申請後、復興JVを解散した場合は、解散届（様式第4号）を提出することとする。ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後3か月を経過するまでは解散できない。

#### 16 問い合わせ先

---

南相馬市 財政課 管財契約係  
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町2-27  
電話 0244-24-5225  
FAX 0244-24-5214  
E mail keiyaku@city.minamisoma.lg.jp